

答申書

(案)

令和8年1月
平塚市環境審議会

令和8年（2026年）1月29日

平塚市長 落合 克宏 様

平塚市環境審議会
会長 北野 忠

平塚市環境基本条例第22条第2項の規定に基づき、令和7年7月31日付け7平環政第655号により、諮問のありました平塚市環境基本計画の改定について、次のとおり答申します。

答 申

平塚市では、平成29年3月に策定した平塚市環境基本計画（平成29年～平成38年）に基づき、「地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか」の実現に向けて、環境の保全や創造の取組を着実に進められてきました。

この間に国では、2020年10月に脱炭素社会の実現を目指す2050年カーボンニュートラル宣言を行いました。また、2024年5月に「第六次環境基本計画」が閣議決定され、環境保全を通じて、現在と将来の国民一人一人のウェルビーニング（生活の質や幸福度の向上）の実現を目的とした新たな成長を目指しています。

平塚市においても、2022年3月にゼロカーボンシティ宣言をし、脱炭素化を目指して取組を進められてきました。

（仮称）次期平塚市環境基本計画（案）は、これらの動向なども踏まえて、広範に亘る環境の問題に対して、時宜を得た内容となっていますが、以下の事項を踏まえ、さらなる各施策の推進、展開されるようお願いいたします。

1 市民にとって分かりやすい施策について

めざすべき環境像は、前計画の「地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか」を引き継ぎ、更なる施策を展開してください。

市民に対して環境にやさしい行動を促すためには、その重要性を分かりやすく伝えるとともに、具体的にどのようなことに取り組めば良いかを示していくことが必要です。市民の目線に立った情報提供や啓発をしてください。

2 2050年カーボンニュートラルに向けた取組の推進について

二酸化炭素排出量削減目標の達成に向け、市として脱炭素に向けた取組を率先して進めていくとともに、市民や事業者が二酸化炭素排出量削減のための行動ができるように周知・啓発を行い、市民・事業者・行政のそれぞれが主体となって取り組めるよう施策を推進してください。

3 気候変動に対する対応について

気候変動は、生態系や社会経済活動に深刻な影響をもたらす重大な地球環境問題であることを踏まえ、国際的な動向や環境に関する法令等の改正を踏まえ、確実に取組を進めてください。また、気候変動に対しては、気候変動の原因を少なくする緩和策とともに適応策についても並行して取り組んでください。

4 環境の保全と生物多様性の保全について

平塚市は、山・川・海があり、恵まれた地域として、豊かな自然が形成されています。農地の保全や活用に取り組みながら、地域の自然環境維持に努めてください。また、官民連携により、今後も、貴重な生態系を保全するとともに、自然環境の豊かさを伝えるため啓発活動をしてください。

5 循環型社会の実現に向けた取組の推進について

平塚市のごみ排出量は減少していますが、プラスチックごみや食品ロスの削減など、ごみの減量化と資源化にさらなる努力が求められていることから、生活習慣や商習慣における5 Rを定着させ、取組を市域全体に広げてください。

以上